

福島県豪雪地帯対策基本計画（第三次）の概要

基本的事項

○計画策定の趣旨

豪雪地帯対策特別措置法第6条の規定に基づき、国の豪雪地帯対策基本計画を踏まえ、地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進。

○計画の期間

平成23年度から概ね10年間。

○計画の役割

- ・県が講ずる総合的な豪雪地帯対策の基本方針
- ・県、市町村、関係機関・団体及び地域住民が一体となって豪雪地帯対策に取り組んでいく上での目標
- ・福島県豪雪地域対策連絡協議会における連絡調整、関係機関も含めた取組みの進行管理

○計画の位置付け

福島県総合計画

福島県豪雪地帯対策基本計画

(国) 豪雪地帯対策基本計画



基本的方向

■基本目標

安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり

■施策の基本的方向

- 1 雪に強く安全な生活・産業基盤づくり
- 2 冬期における安心して快適に暮らせる環境づくり
- 3 雪国の特性を生かした活力ある産業づくり
- 4 雪を生かした魅力ある地域づくり



計画の内容

- 1 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- 2 交通及び通信の確保に関する事項
- 3 生活環境施設等の整備等に関する事項
- 4 農林業、商工業等の振興に関する事項
- 5 県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項
- 6 地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- 7 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象情報等の収集・提供体制に関する事項
- 8 その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

計画改定のポイント

○福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」を始めとする県の各施策との連携・整合を図りながら、引き続き総合的な豪雪地帯対策を推進。

○過疎化、高齢化が進む豪雪地帯における安全・安心な生活を確保するため、集落機能の維持・向上を図る取組みを追加するとともに、地域ぐるみの除排雪等について促進。

○平成18年豪雪や今冬の大雪による教訓等を踏まえ、関係機関による連絡・協調体制の一層の整備等を促進。

○農産物の加工・販売などによる地域産業の6次化、雪室など再生可能エネルギーの利用拡大、着地型観光の推進など、地域の特性を生かした産業振興に向けた取組みの充実。